

長岡京市高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者による交通事故を減少させるため、自主的に運転免許証を返納する高齢者に対し支援を行い、予算の範囲内において高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する運転免許証であって、同法に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法の規定により、本人の申請に基づき公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、次条に定める高齢者の運転免許証自主返納支援に係る事業により行う。

(支援の内容)

第5条 市長は、第3条に規定する対象者に対して、予算の範囲内において、第1号又は第2号ないし第4号の全部又は一部の支援を行うものとする。

- (1) 阪急バス株式会社が発行する高齢者用フリー定期券「グランドパス65」又は「グランドパス70」3か月分の交付
- (2) 長岡京市コミュニティバス「はっぴいバス」専用回数券2冊（障がい者にあつては、回数券（障がい者用）4冊）の交付
- (3) 阪急バス株式会社が発行する「hanica プリペイド券（発売額5,000円のもの）」の交付
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA（発売額2,000円のもの）」1枚の交付又は長岡京市内タクシー（都タクシー株式会社、西都交通株式会社及び阪急タクシー株式会社）のタクシー割引券2,000円分（以下「タクシー割引券」という。）の交付

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の支援に相当する額とし、前条の支援の交付をもってその額の支給に代える。

(交付の申請)

第7条 第5条の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自主返納した日から起算して1年以内に、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、対象者1人につき1回限りとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ支援の可否及び補助金の額を決定し、高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号。以下「決

定通知書」という。)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第5条各号の支援を希望する申請者に対し、前項の規定により交付を決定したときは、補助金の交付に代えて、長岡京市高齢者運転免許証自主返納支援事業引換証(様式第3号。以下「引換証」という。)を交付するものとする。ただし、タクシー割引券の支援を希望する申請者に対しては、タクシー割引券を交付するものとする。

3 引換証の有効期限は、決定通知書の通知日の属する年度の3月31日までとする。

4 タクシー割引券の有効期限は、決定通知書の通知日から1年を経過する日の属する月の末日とする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた場合において、次条に規定する手続きにより支援を受ける前に限り、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を添えて取下届(様式第4号)を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(支援受給の手続)

第10条 第5条各号の支援(タクシー割引券を除く。)を受ける申請者は、第8条第1項の規定による通知後、引換証を公共交通事業者(以下「事業者」という。)に提出し、当該支援を受けるものとする。

2 第5条各号の支援(タクシー割引券を除く。)を受けた申請者は、受領書(様式第5号)を事業者又は市長に提出するものとする。

(交付及び請求)

第11条 事業者は、申請者から引換証の提出を受けたとき又はタクシー割引券が利用されたときは、引換証及び利用済タクシー割引券を添付して長岡京市高齢者運転免許証自主返納支援事業利用報告書及び請求書(様式第6号)を市長に提出し、請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該事業者に対し、支援にかかる費用を支払うものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者又は事業者が、偽りその他不正行為により支援又は支援にかかる費用の支払を受けたと認めた場合は、その実費相当額で弁償させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行する。